

介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所指導者講習会アンケートQ & A

京都府回答分	1～4
京都府社会福祉協議会回答分	5～7
京都府介護支援専門員会回答分	8～11

番号	ご意見・ご質問等	回答
1	主任研修要件の為、2名受け入れの場合の実習担当者が2名になります。可能ですか？	主任更新研修の要件とできるのは、実習生一人につき、主たる指導者1名になります。そのため、2名を受け入れる場合は指導者を2名ご登録ください。
2	実習受け入れにより主任更新の研修要件にと考えておりますが、ケアマネの更新期間が切れる何年前までの受け入れがその要件の対象となりますでしょうか？	主任更新研修の要件には、過去5年間の受入が対象になります。詳しくは、研修の開催要項を参照ください。
3	指導者は実習実施日までに変更になってもよろしいでしょうか。	登録されている指導者であれば変更は可能です。
4	確認のため動画を実習の前に再視聴することはできますか？	講習会の動画は、当分の間公開予定ですので、実習前に見直していただくことも可能です。
5	実習受け入れ期間に、新規利用者があり利用者本人の了承をいただく必要があるので実習してもらえる利用者選定に不安があります。 模擬ケアプラン作成させていただく利用者に関しては同意書をいただく予定ですがモニタリング同行訪問していただく利用者さんに関しては同意書は不要ですか？	模擬ケアプラン作成に関してお願いする利用者とモニタリング同行訪問をお願いする利用者がそれぞれ違う利用者の場合はどちらにも同意書が必要と考えますが、事業所様と利用者様との関係性にもより事業所様の考え方にお任せします。実習生は誓約書兼同意書で模擬ケアプラン作成実習および見学観察実習の誓約を行っています。
6	ご指示の資料はすべて出力したつもりですが、「令和〇年度～実務研修にかかる誓約書兼同意書」は実習生が持参されとの認識で良いでしょうか（こちらの準備は不要）。	「実務研修にかかる誓約書兼同意書」は実習生が実習初日に持参されます。日程調整時に「理事長名、事業所長名」を尋ねられますのでお伝え願います。
7	実習受入れ時に、社会資源調査のために、実習時間内に実習生自らが運転する車で、社会資源調査をすることは可能か。	原則実習生自らの運転（車）での移動については想定に入っていません。受入事業所様の責任で行っていただくこととなります。事業所様の車で実習担当者運転の元で移動することには問題はありませんが、実習期間中に社会資源調査を行うことは時間的に難しいと考えます。
8	主任ケアマネが一人となり、実習期間中にサービス担当者会議などの開催がない可能性もあります。できればロールプレイよりも実際を見学いただきたいと考えます。その場合は、主任ケアマネでないケアマネが担当するサービス担当者会議に同席見学は可能でしょうか？	担当者会議の日程設定が困難な場合等であれば、主任介護支援専門員の適切な監督下において、指導者以外のケースの見学も可能です。その場合は、指導者によるフィードバック等をお願いします。

介護支援専門員実務研修における実習受入協力事業所指導者講習会アンケートQ＆A		
9	実習生のサービス担当者会議への見学・観察実習について。実習期間中に指導者である主任ケアマネジャーが担当するケースにおいて会議の開催事例がない場合、他のケアマネジャー（主任ケアマネジャーではない）が担当するケースのサービス担当者会議への出席で代替しても構わないのでしょうか。	No8と同様。
10	実習指導は原則、管理者（登録の主任介護支援専門員）が担当いたします。模擬ケアプラン作成のインテークやアセスメント等は主任介護支援専門員が担当いたしますが、一部の見学及び観察実習については、他の介護支援専門員（登録の主任介護支援専門員以外）との同行でも差し支えないのでしょうか？（総評は主任介護支援専門員が確認いたします）	多様な事例を見学いただく目的の場合、介護支援専門員の訪問に同行してもらうことも問題ありませんが、指導者の訪問同行は、必ず1回以上行ってください。
11	管理者以外の介護支援専門員のケアマネジメントについても体感いただければと考えます。（せっかくの現場実習ですので、多様なケアマネジメント場面にも触れていただけるかと）基本は管理者との同行、指導としますが、当事業所は3名体制ですので、他の介護支援専門員の動きも見てもらえれば…と考える次第です。差し支えないのでしょうか？	No10と同様。